

(陳情趣旨)

政府は優生保護法第十四条一項四号「妊娠の継続又は分娩が、身体的又は経済的理由により、母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」の中から「経済的理由」を削除する改正案を近く国会に提出すると聞きます。

本条項の改正案は、これまでも昭和四十七年と昭和四十八年に国会に上程されましたが、世論の強い反対にあい、いずれも審議未了、廃案になっています。ふたたび国民各層の意見を十分徴しないまま、一部宗教団体を背景とする国会議員の意見のみで改正を強行しようとする政府の態度を私たちは断じて黙過することはできません。

「経済的理由」の削除は、実質的に個人の選択による人工妊娠中絶の適用を著しく狭めようとするものであり、同時に現行刑法二二二条「堕胎ノ罪」の適用の道を開き、中絶を事実上非合法化しようとするものです。

望まない妊娠を予防するための適切な処置と対策を怠り、ただ法律による規制を強めようとする方策は女性に対する弾圧を意味し、百害あつて一利のないことは明白です。

よつて貴議会において同法「改正」に対する反対の意見書を議決の上、関係機関に提出され

るよう陳情します。

(陳情理由)

- 一、産む産まないの決定は、個人の基本的人権であり、国家が介入すべき問題ではない。
- 二、中絶は、女性の立場からも決して望むものではないが、一〇〇%有効で安全な避妊法がない現在、最後の選択として残されるべきである。いま、「経済的理由」を削除すればヤミ堕胎の増加を招き、妊婦の死亡率を高めるだけである。これこそ、生命の尊重に反する。

国及び関係各省庁は、法「改正」より以前に正しい避妊知識・サービスの普及徹底、施設の充実、性教育の徹底にこそ、努力すべきである。

昭和五十八年三月二日

陳情者代表

福生市武蔵野台一十五

神谷加代子

印

他十人

福生市議会議長

末次 性男 殿

請願第五十八―二號

優生保護法改正に反対する請願書

紹介議員

原 敏子 印

松山 清 印

(請願事項)

優生保護法第十四条一項四号から「経済的理由」を削除しないよう貴議会で議決の上、関係各方面に意見書を提出してくださるようお願いします。

(請願理由)

「日本は経済大国になった」との理由で、人工妊娠中絶の許可を定めている優生保護法の十四条一項四号から「経済的理由」を削除する動きがあります。

私たちは優生保護法改悪によつて人工妊娠中絶の適用の幅を狭くすることに強く反対します。

国民の暮らしは、ますます苦しくなっており、家計を支えるために働く婦人もふえています。さらに臨調路線のもとで福祉が切り捨てられ、働きながら子どもを安心して産み育てる社会的条件はいつそう厳しくなっています。

もちろん、中絶を望むものではありませんが、このような中で「経済的理由」を削除するならば、非合法の中絶がふえ、妊婦の死亡率や母性破壊はさらに深刻になるでしょう。

う。

国連人権宣言や国際婦人年世界会議の世界行動計画でも、子どもを産むことは、国が介入したり、法律で規制する問題ではなく「個人と夫婦の基本的権利」であると明確にうたつています。

以上の理由から右のことを請願します。

昭和五十八年三月五日

請願者代表

福生市加美平四一五一五〇七

新日本婦人の会福生支部

西川 菊枝 印

他六十三人

福生市議会議長

末次 性男 殿

優生保護法の「改正」に反対する請願書

紹介議員

遠藤	原	関	松	宮
洋	敏	米	山	沢
一	子	吉	清	良
印	印	印	印	印

(請願趣旨)

政府は優生保護法第十四条一項四号「妊娠の継続又は分娩が、身体的又は経済的理由により、母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」の中から「経済的理由」を削除する改正案を近く国会に提出すると聞きます。

本条項の改正案は、これまでも昭和四十七年と昭和四十八年に国会に上程されましたが、世論の強い反対にあい、いずれも審議未了、廃案になつていきます。ふたたび国民各層の意見を十分徴しないまま、一部宗教団体を背景とする国会議員の意見のみで改正を強行しようとする政府の態度を私たちは断じて黙過することはできません。

「経済的理由」の削除は、実質的に個人の選択による人工妊娠中絶の適用を著しく狭めようとするものであり、同時に現行刑法二二二条「堕胎ノ罪」の適用の道を開き、中絶を事実上非合法化しようとするものです。

望まない妊娠を予防するための適切な処置と対策を怠り、ただ法律による規制を強めようとする方策は女性に対する弾圧を意味し、百害あつて一利のないことは明白です。

よつて貴議会において同法「改正」に対する反対の意見書を議決の上、関係機関に提出され

るよう請願します。

(請願理由)

- 一、産む産まないの決定は、個人の基本的人権であり、国家が介入すべき問題ではない。
- 二、中絶は、女性の立場からも決して望むものではないが、一〇〇%有効で安全な避妊法がない現在、最後の選択として残されるべきである。いま、「経済的理由」を削除すればヤミ堕胎の増加を招き、妊婦の死亡率を高めるだけである。これこそ、生命の尊重に反する。

国及び関係各省庁は、法「改正」より以前に正しい避妊知識・サービスの普及徹底、施設の充実、性教育の徹底にこそ、努力すべきである。

昭和五十八年三月五日

請願者代表

福生市熊川八一三一八

西村桂子 印

他五十六人

福生市議会議長

末次性男殿

福議発第

昭和五十八年三月二日

福生市議会議長 末次性男

殿

議案説明員の出席要求について

昭和五十八年第一回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 三月 八日（火） 午前十時

二場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第 2 9 5 0 号

昭和 5 8 年 3 月 1 日

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

福生市長 田 村 匡 雄

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

② 写 専決第一号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

昭和五十八年二月二十八日

福生市長 田 村 匡 雄 印

損害賠償額の決定について

福生市は、庁用自動車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金十四万三千百八十円

二 損害賠償の相手方 東京都福生市本町二十一番地

木 水 昌 男

三 事故の概要

昭和五十七年十二月三十日午後九時十分頃、福生市消防団歳末特別警戒でパトロール中の消防自動車が、福生市大字福生八百七十六番地先路上を進行中、障害物を避けようとした際、右側に停車中の車に接触をし、相手車両に損傷を与えた。

写

福監発第 2738 号
昭和58年 2 月 3 日

福生市長
田 村 匡 雄 殿
福生市議会議長
末 次 性 男

福生市監査委員 山 下 久 吉
同 貫 井 喜代次

昭和57年12月分例月出納検査の結果に
ついて(報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 検査日 1月28日(金)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 昭和57年12月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項